

加古川市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、加古川市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第5条の規定に基づき、加古川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集しその会議の議長となる。

第3条 防災会議は、防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

2 防災会議に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって意見を述べるができる。

3 防災会議は、書面において開催することができる。

(専決処分等)

第4条 急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係機関の長その他の関係者に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置について、市長に意見を述べること。

(4) その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員は任命されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(雑 則)

第6条 前各条に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。